

官業民営化等 WG 市場化テスト WG 合同ヒアリング調査票

〔所管省庁名：文部科学省〕

【独立行政法人名】 独立行政法人国立博物館	
1. 根拠法令	独立行政法人国立博物館法
2. 従事者数	227 名（理事を含む。）
3. 予算額	7,303,363 千円（17 年度予算）
4. 事務・事業の内容	<p>「文化財保護法」に基づく文化財保護政策を担う一翼として、我が国の宝である国宝・重要文化財を含む多数の文化財を次世代へ継承するため、文化財の収集・保管・修理を実施する。</p> <p>所蔵する文化財を活用し、日本の歴史・伝統文化を国内外へ発信するために展示・教育普及を実施する。</p> <p>以上の収集、保管、修理、展示、教育普及を実施するための調査研究を実施する。</p>
5. 民間開放の状況	<p>同法人では、会場管理業務、設備管理業務、清掃業務、情報案内業務、情報システム保守運用業務、レストラン業務など、民間に委託できるものはできる限り委託し、業務の効率化と経費の削減に努めているところである。また、文化財の修理については、同法人の方針のもとに民間が文化財の修理を実施している。なお、特別展では、広報、会場設営、作品移動等に係る業務は、共催者であるマスコミ等民間企業が費用を負担するとともに民間に委託している。</p> <p>（民間委託している主な業務） 会場管理業務、設備管理業務、清掃業務、情報案内業務、情報システム保守運用業務、レストラン業務 等</p>
6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響	<p>独立行政法人国立博物館は、民間にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、または、独占して行わせることが必要であると思われる業務を効率的かつ効果的に行う独立行政法人として、法律により設置され、業務運営を行っているものである。</p> <p>同法人は、文化財保護政策を担う一翼として、我が国の貴重な宝である国宝（130 件）や重要文化財（903 件）を含む文化財（約 12 万件）を適切に管理し、次世代に継承するという重要な使命を担っている。国立博物館の他にこれらの収蔵品を適切に管理し、保存できる設備及び作品を取り扱うノウハウを保持する機関はない。</p> <p>また、国立博物館は皇室博物館から続く伝統文化を有する国立の博物館であることへの信頼から、個人や寺社から国宝（197 件）や重要文化財（1278 件）を含む多数の寄託品（約 1 万件）を預かっている。（国立博物館の管理する指定品の数は国宝全体の 38.2%（327 / 857 件）、重要文化財全体の 23.3%（2181 / 9352 件）に及ぶ。）仮に独立行政法人が廃止された場合、適切な管理に支障が生じるだけでなく、これらの寄託品が引き上げられることで、文化財の適切な公開や良好な状態での保存がされなくなることが懸念される。</p> <p>また、同法人は、これら文化財を用いて日本の歴史・伝統文化を国内外へ発信する拠点としての機能を担っているが、諸外国においても、自国の歴史・伝統文化を具体的に確認することができる場である国立博物館を持たない国はない。経済大国である日本が、国立の博物館を持たないということは、諸外国から自国の歴史・伝統への見識を問われ、国際的な信用を失うこととなりかねない。</p>
7. 更なる民間開放について見解	17 年度末の独法の中期目標期間の終了に当たり、民間委託の推進も含めた更なる事務事業の見直しを行う予定である。

官業民営化等 WG 市場化テスト WG 合同ヒアリング調査票

〔所管省庁名：文部科学省〕

【独立行政法人名】 独立行政法人国立博物館

8. 個別の質問事項

平成 16 年度の活動実績について、各業務内容ごとに、詳しくご教示願いたい。

別紙参照

貴法人の実施されている業務内容について、民間では実施不可能なものがあればその理由とあわせてご教示願いたい。

同法人は、民間委託を積極的に推進し、徹底したコスト削減と効率化に取り組んできたところである。現在法人自らが実施している業務については、以下の理由により、引き続き同法人に委ねることが適当と考える。

- ・ 同法人が行う調査研究、作品収集・展示・教育普及等の各業務は有機的に関連付けられており、一貫した理念のもとで一つの機関が運営することが必要。
- ・ 収集・展示・教育普及等の各業務は、長期にわたる不断の調査研究の成果であり、これらの成果を維持し、さらに質を高めていくためには、中長期的な観点に立って調査研究を行うことができる安定的な財政的基盤と組織体制が必要。
- ・ 材質的、経年的に脆弱なものが多い文化財の管理・取り扱いについては、相当の学問的専門性を有した職員がいることが不可欠であるが、我が国において、同法人に匹敵する専門家集団を擁した機関はない。したがって、民間に適切な事業の実施を期待することは困難。
- ・ 法人の意思決定やそれに伴う財務活動など、法人のマネジメントに関する重要な事項を扱う管理部門については、これを民間に委託することは、法人としての意思決定能力を奪うことになるため、法人職員で行うことが適切。
- ・ 国立博物館が保管する文化財は、国宝の寄託品だけでも約 2,000 億円の価値を有し、収蔵品すべてでは時価評価を算出することは困難と民間の保険会社から言われている。このような公的資産は、独立行政法人制度の下、公の責任で管理することが適切。
- ・ 国際的にも、民間にこれら業務を委ねる館は、国立の博物館とは見なされず、国として自国の歴史・伝統文化を確認できる機関を持たない国は、文化立国として諸外国から理解されない。

民間から貴法人が実施している業務について、市場化テストの実施を含む民間開放の要望があるが、貴省の見解如何。

独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5 年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっている。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要がある。

また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員の今後の処遇等が明確になっている必要があるが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決するに足る十分な条件が整っていないものとする。

なお、国立博物館については、17 年度末の中期目標期間の終了に当たり、民間委託の推進も含めた更なる事務事業の見直しを行う予定である。